通院・在宅精神療法の口注 11 (早期診療体制充実加算) 口注 12 (情報通信機器を用いた精神療法)

に規定する施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項に□に ✔を記入すること。

1 常勤の精神保健指定医の配置に係る要件

(常勤の精神保健指定医の氏名及び指定医番号を記入すること。)

氏名	指定医番号		

2 通院・在宅精神療法の算定回数に係る要件

(以下の各数値を記載し、要件を満たす場合は、□に ✔を記入すること。)

当該保険医療機関が過去6か月間に実施した通院・在宅精神療法の算定回数			回 (a)	
		「1」の口(初診の日に60分以上)	の算定回数	回 (b)
		「1」の八の(1)(30分以上)	の算定回数	回 (c)
	うち、	「2」の口(初診の日に60分以上)	の算定回数	回 (d)
		「2」のハの(1)(60分以上)	の算定回数	回 (e)
		「2」のハの(2)(30分以上60分未満)	の算定回数	回 (f)
		$\{(b) + (c) + (d) + (e) + (f)\} / (a)$		(%)
		□ (≧5%)		

※診療所にあっては、以下の各数値も記載し、要件を満たす場合は、□に**√**を記入すること。

当該保険医療機関に勤務する医師の数	人 (g)
${(b) + (d)} / (g)$	(回/人) □ (≧60)

3 精神保健指定医に係る要件(直近1年間の実績を記入すること)					
		指定医氏名①		指定	医氏名②
		()	()
		指定医番号		指足	官医番号
		()	()
	 他医療機関で時間外、休日又は深夜における外来対応施設での外来診療又は救急				
(1)	医療機関で診療協力(外来、当	当直、対診等)を年6回	回以上	行うこと	(いずれも精
	神科医療を必要とする患者の認	疹療を行うこと。)。			
	実施日①(実施医療機関名)	/ ()	/ ()
	実施日②(実施医療機関名)	/ ()	/ ()
	実施日③(実施医療機関名)	/ ()	/ ()
	実施日④(実施医療機関名)	/ ()	/ ()
	実施日⑤(実施医療機関名)	/ ()	/ ()
	実施日⑥(実施医療機関名)	/ ()	/ ()
(2)	精神保健福祉法上の精神保健技	指定医として業務等(》	() を	年1回以	上行っている
(2)	こと。(※)精神保健福祉法第十	九条の四に規定する業務等	等を指	す。	
	実施日(実施医療機関名)	/ ()	/ ()
	公務員としての業務の場合	1		1	
	①実施した業務の内容	2		2	
	②依頼元(都道府県名等)				
	á該保険医療機関の、地域の精神)実績を記入すること)	科救急医療体制の確保	へのお	協力に係る	要件(直近 1:
精神科救急医療確保事業において常時対応型施設として指定 精神科救急医療体 口 けている医療機関				こして指定を受	
(1)	(1) 制整備事業で該当 する施設を選択 □ 身体合併症救急医療確保事業において指定を受け				いる医療機関
	日 精神科救急医療確保事業におい	いて輪番対応型施設として	指定を	受けている	医療機関
	① 当該保険医療機関の時間を	ト、休日又は深夜における	入院件	-数	件(≧4件)
(2)	①のうち、精神科救急情報報センター、他の医療機関る)、市町村、保健所、警察	、都道府県(政令市の地域	を含む	さものとす	件(≧1件)
	② 当該保険医療機関の時間タ	┡、休日又は深夜における	外来対	 	件(≧10件)
	②のうち、精神科救急情報報センター、他の医療機関る)、市町村、保健所、警察間、休日又は深夜以外の依	、都道府県(政令市の地域 又は消防(救急車)からの	を含む	さものとす	件
	① □ 精神科救急医療確保事業(こおいて外来対応施設とし	て指定	を受けてい	る医療機関
	② □ 時間外対応加算1の届出を	行っている。			
(3)	精神科救急情報センター、急センター、一般医療機関 ③ □ 険医療機関において、常時より、電話等による問合せバックすることができる体制	等からの患者に関する問名 対応できる体制がとられて こ応じることができなかった	合せ等 こいる。	に対し、原貝 また、やむる	川として当該保 を得ない事由に

5 早期診療体制充実加算における届出に係る要件 (届出を行っている場合は、□に√を記入すること。)

児童思春期精神科専門管理加算	
療養生活継続支援加算	
児童思春期支援指導加算	
精神科リエゾンチーム加算	
依存症入院医療管理加算	
摂食障害入院医療管理加算	
精神科入退院支援加算	
児童・思春期精神科入院医療管理料	
認知療法・認知行動療法	
依存症集団療法1、2又は3	
精神科在宅患者支援管理料	

6 情報通信機器を用いた精神療法における届出等に係る要件 (届出を行っている場合は、□に√を記入すること。)

要件	該当
情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。	
「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」に沿って診療を行う体制を 有していること。	

[記載上の注意]

- 1 注 11 を届け出る場合は、「1」から「5」までを、注 12 を届け出る場合は、「3」、「4」及び 「6」を、それぞれ満たすこと。
- 2 実績等については、照会に対し速やかに回答できるように医療機関で保管すること。
- 3 「3」について、
 - ・注 11 を届け出る場合は、当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医が(2)を満たすこと。当該保険 医療機関に常勤の精神保健指定医が2名以上勤務している場合は、少なくとも2名が(2)を満たす こと。
 - ・注 12 を届け出る場合は、情報通信機器を用いた精神療法を実施する精神保健指定医が(1)又は(2) を満たすこと。
 - ・(2)について、当該精神保健指定医が以下の①から⑤に掲げる「公務員としての業務」を行っている場合は、実施した業務の内容及び当該業務を依頼した都道府県名又は政令指定都市名を記入すること。
 - ① 措置入院及び緊急措置入院時の診察
 - ② 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察
 - ③ 精神医療審査会における業務
 - 4) 精神科病院への立入検査での診察
 - ⑤ その他都道府県の依頼による公務員としての業務
- 4 「4」について、当該保険医療機関において、(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たすこと。 具体的には、(2)の場合、精神科救急医療体制整備事業の輪番型対応施設に該当し①又は②の要件を満たし、(3)の場合、①及び③又は②及び③の要件を満たすこと。
- 5 「5」について、当該保険医療機関においていずれかを届け出ていること。